

平成31・32年度茨城県建設工事等入札参加資格（格付）基準における  
「ワーク・ライフ・バランス」に関する項目の加点内容が変わりました

※主な改正箇所は、\_\_\_\_\_です。

項 目	数 値
ワーク・ライフ・バランス（週休2日等）	以下の1及び2の和
1 茨城県産業戦略部労働政策課が実施する「仕事と生活の調和推進計画」の届出状況（受理通知書を受領していること。県内に本店を有する者に限り、申請に基づき算定する。）	1 以下の（1）～（3）の和 （1）「仕事と生活の調和推進計画」の届出をしている者に対して <u>2点</u> 。 ただし、2（「結婚・子育て応援宣言」の登録）との重複加点は行わない。
2 茨城県保健福祉部子ども政策局少子化対策課が実施する「結婚・子育て応援宣言」の登録状況（県内に本店を有する者に限り、申請に基づき算出する。）	（2） <u>（1）の「仕事と生活の調和推進計画」に基づきノー残業デー実施等による長時間労働の是正、休日増加、育児・介護休業（休暇含む）の取得などの取組実績がある場合に5点</u>  （3） <u>（2）の内容が、週休2日又は4週8休による労働環境改善の場合は、さらに5点。ただし、届出時点の就業規則による内容が確認できる者、又は実施報告書において成果が確認できる者に限る。</u>  2 「結婚・子育て応援宣言」の登録をしている者に対して2点。 ただし、1（1）（「仕事と生活の調和推進計画」の登録）との重複加点は行わない。

「仕事と生活の調和推進計画」に関するよくある質問

Q 1) 計画届出の添付書類にある就業規則は、何を添付すればいいでしょうか。

A 1) 就業規則一式（育児介護休業に係る規定を含む）を添付ください。

Q 2) 計画の届出から2年経っていませんが、「ノー残業デー」の実施等、実績報告書を出せますか。

A 2) 今回の申請期間に限り、2年未満の場合でも実績報告書を受け付けます。

Q 3) 実績報告書に添付書類は必要ですか。

A 3) 必要に応じ実績を証明できる書類（社内カレンダー等）を添付ください。

Q 4) 実績報告書を出すと、受理通知書はもらえますか。

A 4) 実績報告書については、従前どおり、受理通知書は交付しておりません。

Q 5) 就業規則を改正したいが、どのように直せばよいか分からない。

A 5) 茨城労働局労働基準部監督課（電話 029-224-6214）へご相談ください。

\*詳しくは、茨城県労働政策課HP [茨城県 仕事と生活の調和推進計画](#) で検索！

【問い合わせ先】

茨城県産業戦略部労働政策課  
労働経済・福祉グループ

TEL029-301-3635 FAX029-301-3649